

紹介状のない初診患者様へ

当院では、他の医療機関からの紹介状のない患者さんには、初診料とは別に2,700円を負担していただいております。

初診時選定療養費の徴収について

この制度は、国が病院と診療所の機能分担を図るため、他の医療機関からの紹介状なしに、200床以上の病院を初診した場合、初診料の他に各病院が定めた金額を徴収できるというものです。

当院では、他の医療機関からの紹介状のない患者さんは、これらの機能分担の趣旨を踏まえ、紹介状のある患者さんとの負担の公平化を図るため、初診料とは別に初診時選定療養費として、2,700円（消費税を含む）を負担していただいております。

但し、緊急その他やむを得ない事情等により、紹介状のない場合には、負担していただく必要はありません。

皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

※次に該当される患者さんは、初診時選定療養費の負担はありません。

- ①他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちの方
- ②緊急の場合（救急車での搬送、時間外・夜間・休日の救急診療等）
- ③生活保護法による医療扶助の対象となっている方
- ④特定の疾患や障害などで、各種の公費負担を受給されている方
- ⑤今回受診する診療科は初めてだが、当院の別の診療科に通院中の方
（歯科口腔外科は除く）

尚、ご不明な点は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先：市立甲府病院 医事課 055-244-1111 内線 1017・1018

※ 整形外科外来については、外来診療に他医療機関からの紹介状が必要となります。紹介状の持参が無い場合は受診ができませんので、予めご了承ください。